

四 間接侵略

一 第二次大戦後に、非社会主義国内における共産主義勢力の革命的策動を指すものとして生まれた言葉である。

国際法上明確な定義があるわけではないが、武力を用いて他国を侵害することが直接侵略と考えられ、これとの対比で、そのような武力行使に至らない方法をもって他国を侵略することをいうと解される。間接侵略には、せん動・陰謀による内乱その他の破壊活動、秩序、生産、民心の安定を内部から切り崩す行為などが含まれると考えられている。

二 条約上は、旧安保条約第一条が「一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によって引き起こされた日本国における大規模の内乱及び騒じょう」と規定していた場合が、これに相当する。

三 国内法上は、自衛隊法第三条第一項及び同法第七八条第一項が「間接侵略」という語を用いる。これは外国の教唆又は干渉による大規模な内乱又は騒擾をいうものと解される。

(参照条文)

○旧安保条約

第一条

平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。この軍隊は、極東における

国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は一以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒じようを鎮圧するため日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。

○自衛隊法（昭二九・六・九 法一六五）

（自衛隊の任務）

第三条 自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当るものとする。

2 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする。

（命令による治安出動）

第七十八条 内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による出動を命じた場合には、出動を命じた日から二十日以内に国会に付議して、その承認を認めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、すみやかに、その承認を認めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、又は出動の必要がなくなつたときは、すみやかに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

(国会答弁例)

〔参・外務委 昭六一・五・一六
斎藤外務省条約局長 答弁〕

○矢田部理君 そこで次の質問に移りますが、外務省、間接侵略というのはどんなふうに定義していますか。

○政府委員 (斎藤邦彦君) 國際法上、間接侵略というものにつきまして何も明確な定義があるというわけではありませんけれども、通常用いられております意味は、直接侵略というのが武力を用いまして実力をもって他国を侵害するということだと考えられますので、それに対しまして、そのような実力の行使に至らない方法をもって他国を侵害することとというふうに解して差し支えないのではないかと思われます。

〔参・予算委 昭四四・三・八
有田防衛厅長官 答弁〕

○二宮文造君 防衛厅長官に、自衛隊法の第三条で「間接侵略」、こういうふうにうたわれておりますが、大陸諸国と違いまして、周辺を海でこまっている日本の国、また現在の時点でどういう場合間接侵略というのは考えられるか、これを伺いしたい。

○国務大臣 (有田喜一君) 自衛隊法によりまして、いわゆる間接侵略というのは、外国がわが国に対しまして直接武力攻撃をするような事態ではなく、いわゆる外国の教唆煽動などによって、大規模な内乱、騒擾を起こすような場合があるのでございますが、たとえて言えば、国内に暴徒、不法分子があると、それに対しまして外国から隠密に武器などの搬入を行ないまして、これらの暴徒がこれを利用して国内において内乱、騒擾を起こすと、こういうようなことを一應考えておるわけですが、そうだからといって、当面わが国にそ

ういうような脅威があるというわけではございませんが、そういうようなことが考えられておるわけあります。

〔衆・内閣委 昭四四・六・二四
宍戸防衛庁防衛局長 答弁〕

○伊藤（惣）委員……自衛隊法第七十八条における「その他の緊急事態」というところがあるわけですね。これはどのような場合なのか。……

○宍戸政府委員 例示にあがつております間接侵略といいますのは、外国の教唆、干渉がありまして、そして国内において大規模な内乱、騒擾的な事態が起つてている場合というふうにいえるかと思います。「その他の緊急事態」といいますのは、それに準ずる場合ということがいえるかと思いますが、やはり治安行動のことを頭に置いて考えますと、間接侵略という事態と違いますのは、外国の教唆なり干渉なりがなくとも、大規模な内乱事態、騒擾事態という事態があれば「その他の緊急事態」の中に入る、こういうことがいえるのじゃないかと思います。

（参考資料）

○新法律学辞典 第三版 編集代表 竹内昭夫・松尾浩也・塩野宏

間接侵略 [英] indirect aggression (invasion)

第二次大戦後生まれた語で、主として非社会主義諸国内における革命的作動に対する外部からの不法な支援を指す。外国に直接武力攻撃を加える直接侵略に対する。扇動・陰謀による内乱その他の破壊活動、秩序・生産・民心の安定を内部から切り崩す行為などを含む。これを集団的自衛権発動の条件とする条約上の規定

もある。一九七四年に国際連合総会が採択した決議「侵略の定義」(3(8))も、実質的にはこれを侵略に含めたとみられる。なお、自衛隊法三条は、自衛隊の主な任務は直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することにあるとし、間接侵略に当たり、一般警察力をもっては治安を維持することができないと認められる場合には、内閣総理大臣は、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができるものとしている(自衛78) (→「命令による治安出動」)。→「侵略」